

株 主 各 位

神奈川県大和市中心林間3丁目2番10号

**OBARA GROUP株式会社**

取締役社長 小 原 康 嗣

## 第61回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第61回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年12月19日（木曜日）午後5時までにご到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年12月20日（金曜日）午前10時
2. 場 所 神奈川県海老名市中央2丁目9番50号  
レンブラントホテル海老名3階「ラ・ローズ」  
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項  
報告事項      1 第61期（2018年10月1日から2019年9月30日まで）事業報告、  
連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類  
監査結果報告の件  
                  2 第61期（2018年10月1日から2019年9月30日まで）計算書類  
報告の件

### 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役5名選任の件
- 第3号議案 監査役3名選任の件
- 第4号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

#### 4. インターネット開示についてのご案内

当社は、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、提供書面のうち次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.obara-g.com/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。

(1) 連結計算書類の「連結注記表」

(2) 計算書類の「個別注記表」

なお、監査役及び会計監査人は本招集ご通知の提供書面のほか、上記事項も含め監査を実施しております。

以 上

---

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、本招集ご通知の提供書面及び株主総会参考書類の内容について、株主総会の前日までに修正をすべき事情が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.obara-g.com/>）に掲載させていただきます。

「第61回定時株主総会招集ご通知」より日付の表示方法を和暦表示から西暦表示に変更しております。

(提供書面)

## 事業報告

(2018年10月1日から  
2019年9月30日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当連結会計年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度(2018年10月1日～2019年9月30日)における世界経済は、通商問題の動向や新興国経済の先行き不透明感が懸念されたものの、米国や欧州地域における回復基調の持続から、全体として緩やかな成長で推移しました。

我が国経済につきましては、設備投資や工業生産が概ね横ばいの推移となる中で、個人消費の持ち直しが見られるなど、緩やかな景気回復が続きました。

このような状況の下、当社グループと深く関わる自動車業界につきましては、新興国などで新モデル投入などによる堅調な設備投資が行われたものの、生産活動は総じて弱含む流れを示しました。一方、同じく当社グループと深く関わるエレクトロニクス業界では、先端製品における需給調整の傾向を受け、半導体デバイス向けの設備投資を慎重化する動きも見られました。

当社グループは、このような経営環境に対応するため、各市場動向に応じ、設備品及び消耗品の拡販に努め、ローカルニーズに対応した製品投入を進めるとともに、技術革新・次世代装置などの高付加価値製品の開発にも注力してまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高517億27百万円(前期比1.1%増)、営業利益96億19百万円(前期比3.2%増)、経常利益100億84百万円(前期比1.0%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は、前期に計上した一過性の特別利益が一巡したことなどにより、74億76百万円(前期比8.8%減)となりました。

当連結会計年度における事業の種類別の業績は、以下のとおりとなりました。

#### イ. 溶接機器関連事業

溶接機器関連事業につきましては、取引先である日系・アジア系自動車メーカーにおいて、一部地域で堅調な設備投資が行われたものの、世界各地域で自動車生産が総じて弱含む流れを示しました。

このような環境の下、当部門として設備品及び消耗品の拡販を図ったものの、当部門業績は前期を下回りました。

この結果、部門売上高は318億62百万円(前期比10.4%減)、部門営業利益は67億6百万円(前期比11.3%減)となりました。

ロ. 平面研磨装置関連事業

平面研磨装置関連事業につきましては、フラッシュメモリーを中心とした先端製品の需給調整が見られたものの、取引先であるエレクトロニクス関連素材において、堅調な生産活動や設備投資が続きました。

このような環境の下、当部門として設備品及び消耗品の拡販を図ったことなどにより、業績は好調に推移しました。

この結果、部門売上高は198億66百万円(前期比27.4%増)、部門営業利益は29億89百万円(前期比47.6%増)となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した当社グループの設備投資の総額は、15億79百万円であり、主要なものは次のとおりであります。

イ. 完成又は取得した主要設備

スピードファム(株)における研究開発向けの機械設備

スピードファム長野(株)における品質向上のための工場整備

ロ. 継続中の主要設備の新設、拡充

ONSE INC. における生産能力増強のための新工場

ハ. 重要な固定資産の売却、撤去、滅失

該当事項はありません。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第58期 (2016年9月期)	第59期 (2017年9月期)	第60期 (2018年9月期)	第61期 (当連結会計年度 (2019年9月期))
売 上 高 (百万円)	50,141	46,536	51,148	51,727
経 常 利 益 (百万円)	9,457	9,888	9,985	10,084
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	7,066	6,323	8,200	7,476
1株当たり当期純利益 (円)	383.55	345.71	448.77	414.17
総 資 産 (百万円)	56,039	67,339	73,773	73,081
純 資 産 (百万円)	34,951	43,650	48,087	50,106
1株当たり純資産額 (円)	1,906.53	2,381.57	2,655.28	2,773.93

- (注) 1. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、2018年9月期に係る数値については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっております。
2. 当連結会計年度において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、2018年9月期の関連する数値について、暫定的な会計処理の確定の内容を反映させております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況 (2019年9月30日現在)

- ① 親会社の状況  
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
O B A R A (株)	百万円 99	100.0%	溶接機器 製造販売
OBARA (NANJING) MACHINERY & ELECTRIC CO., LTD.	千中国元 108,470	100.0%	溶接機器 製造販売
O B A R A ( S H A N G H A I ) C O . , L T D .	千中国元 37,362	100.0%	溶接機器 製造販売
O B A R A K O R E A C O R P .	千韓国ウォン 1,907,440	100.0%	溶接機器 製造販売
O B A R A C O R P . U S A	千US\$ 1	100.0%	溶接機器 製造販売
ス ピ ー ド フ ァ ム (株)	百万円 99	100.0%	平面研磨装置 開発販売
ス ピ ー ド フ ァ ム 長 野 (株)	百万円 98	100.0% (100.0%)	平面研磨装置 製造
スピードファムクリーンシステム(株)	百万円 88	100.0% (100.0%)	洗浄装置 製造販売
(株) プ レ テ ッ ク	百万円 294	99.6%	精密洗浄装置 製造販売
SPEEDFAM MECHATRONICS (NANJING) LTD.	千中国元 15,363	100.0% (100.0%)	平面研磨装置 製造販売
S P E E D F A M I N C .	千NT\$ 61,000	100.0% (100.0%)	平面研磨装置 製造販売

- (注) 1. 上記の重要な子会社を含め、連結対象会社は28社であります。
2. 「当社の出資比率」の( )内は、間接保有割合で内数であります。

#### (4) 対処すべき課題

当社グループの主要顧客は、自動車業界とエレクトロニクス業界であります。自動車業界については、生産コストの削減、新興国を中心とした生産ラインの更新、エコカーの拡充が実施されております。また、自動車需要も新興国経済の発展に伴い、成長が予想されます。

エレクトロニクス業界については、短期的な需要変動はあるにしても、半導体が使用される製品の裾野の拡大やその販売地域の世界的な広がりにより、中長期的な市場拡大が予想されます。そのような市場環境の中で、当社グループの収益拡大を図るために、次のような取り組みを行ってまいります。

##### ①グループ管理

当社グループは、主要取引先のグローバル展開に併せて積極的な海外進出による業容の拡大を図っておりますが、経営資源を有効活用し、品質統制、最適地生産、最適地調達を推し進め、グループの連携と管理の強化を通して、グループ全体で最大の収益を確保するための体制を整えてまいります。

##### ②消耗品の受注拡大

溶接機器関連事業の主要製品である溶接ガンと平面研磨装置関連事業の主要製品である平面研磨装置は、それぞれ自動車業界及びエレクトロニクス業界の設備投資動向によりその需要が大きく変動し、業績にも影響を与えます。一方、自動車やエレクトロニクス基板の生産数量については、短中期的に比較的小幅な調整はあるにしても、世界的見地で長期的に見れば安定的に推移すると想定されます。そのため、自動車の生産台数やエレクトロニクス基板の生産数量に伴う需要を持つ消耗品の受注拡大を図り、業績の安定化を目指してまいります。

##### ③生産性向上を目指した次世代機の製品化

自動車業界においては、自動車ボディーの溶接工程の品質向上や効率化のために溶接作業のロボット化を進めております。その流れの中で、当社グループの主要製品である溶接ガンの高速化・軽量化が求められております。当社グループでは、長年培ってきた総合溶接機器技術を活かし、自動車メーカー各社が要求する高速・軽量溶接ガンの開発を更に推し進め、競合他社との差別化を図り、シェアの拡大を目指してまいります。

エレクトロニクス業界においては、半導体デバイスの高速動作・低消費電力・高集積化を可能とする回路線幅の微細化などに伴い、シリコンウェーハの高精度化が進展しています。その高精度ニーズに対応した高効率製品の開発を継続し、シェアの拡大を図ってまいります。

#### (5) 主要な事業内容（2019年9月30日現在）

当社グループは、抵抗溶接機器（ロボットガン、ポータブルガン、定置式溶接機、トランス、コントローラー、電極、チップドレッサー、ツールチェンジャー、ケーブル等）及び平面研磨装置（両面研磨装置、片面研磨装置、端面研磨装置、ウェーハ面取装置、洗浄装置、研磨用消耗副資材等）の研究開発、製造及び販売を行っております。

(6) 主要な営業所及び工場（2019年9月30日現在）

本社：神奈川県大和市

国内生産拠点：OBARA(株)（山梨県笛吹市）、スピードファム長野(株)（長野県佐久市）、スピードファムクリーンシステム(株)（山形県寒河江市）、(株)プレテック（静岡県焼津市）

国内販売拠点：OBARA(株) 神奈川営業所（神奈川県大和市）・宇都宮営業所（栃木県宇都宮市）・豊田営業所（愛知県豊田市）・大阪営業所（大阪府池田市）・九州営業所（福岡県北九州市）、洋光産業(株)（広島県広島市）、スピードファム(株)（神奈川県綾瀬市）、スピードファムクリーンシステム(株)（神奈川県綾瀬市）、(株)プレテック（東京都府中市）

海外生産拠点：OBARA (NANJING) MACHINERY & ELECTRIC CO.,LTD.（中国）、OBARA (SHANGHAI) CO.,LTD.（中国）、SPEEDFAM MECHATRONICS (NANJING) LTD.（中国）、OBARA KOREA CORP.（韓国）、SPEEDFAM INC.（台湾）、OBARA CORP. USA（米国）

海外販売拠点：OBARA (NANJING) MACHINERY & ELECTRIC CO.,LTD.（中国）、OBARA (SHANGHAI) CO.,LTD.（中国）、SPEEDFAM MECHATRONICS (NANJING) LTD.（中国）、OBARA KOREA CORP.（韓国）、SPEEDFAM INC.（台湾）、OBARA CORP. USA（米国）

(7) 従業員の状況（2019年9月30日現在）

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,793名	24名増

(8) 主要な借入先（2019年9月30日現在）

借入先	借入額
MUFG Bank, Ltd.	774百万円

(注) MUFG Bank, Ltd. は韓国、イタリア及びインドの金融機関であります。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（2019年9月30日現在）

- ① 発行可能株式総数 38,000,000株
- ② 発行済株式の総数 20,869,380株（自己株式2,846,961株を含む）
- ③ 株主数 2,252名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
有 限 会 社 馬 込 興 産	3,703千株	20.55%
小 原 康 嗣	2,571千株	14.26%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	1,138千株	6.31%
JP MORGAN CHASE BANK 385632	947千株	5.25%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	872千株	4.84%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	652千株	3.62%
J. P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S. A. 380578	597千株	3.31%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505253	418千株	2.32%
株 式 会 社 三 菱 UFJ 銀 行	369千株	2.05%
G O V E R N M E N T O F N O R W A Y	362千株	2.01%

- (注) 1. 上記のほか、自己株式2,846,961株を保有しております。  
 2. 持株比率は、自己株式2,846,961株を控除して計算しております。  
 3. 小原康嗣の持株数は自身の管理分株数1,084,500株を加えて表示しております。
- ⑤ その他株式に関する重要な事項  
 該当事項はありません。

### (2) 新株予約権等の状況

その他新株予約権等に関する重要な事項

2015年3月19日開催の取締役会決議に基づき発行した2020年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の概要

区 分	2020年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債 (2015年4月8日発行)
新株予約権の数	700個



新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を転換価額で除した数とする。
新株予約権の払込金額	無償
転換価額	8,907.7円
新株予約権を行使することができる期間	2015年4月22日～2020年3月25日
新株予約権の行使の条件	2020年1月8日(同日を含まない。)までは、本新株予約権付社債権者は、ある暦年四半期の最後の取引日に終了する20連続取引日において、当社普通株式の終値が、当該最後の取引日において適用のある転換価額の130%を超えた場合に限って、翌四半期の初日から末日(但し、2020年1月1日に開始する四半期に関しては、2020年1月7日)までの期間において、本新株予約権を行使することができる。また、各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
転換社債型新株予約権付社債の残高	70億7百万円

### (3) 会社役員の状態

#### ① 取締役及び監査役の状態(2019年9月30日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役社長 (代表取締役)	小原康嗣	スピードファム(株) 取締役社長(代表取締役)
取締役	小林憲史	スピードファム長野(株) 代表取締役社長 OBARA KOREA CORP. 理事
取締役	周澤健	OBARA (NANJING) MACHINERY & ELECTRIC CO., LTD. 董事長 OBARA CORP. USA 取締役
取締役	山下光久	OBARA(株) 取締役社長(代表取締役)
取締役	大西倫雄	公認会計士
取締役	牧野宏司	公認会計士
常勤監査役	谷内博	スピードファム(株) 監査役
監査役	須山正志	
監査役	高橋昌子	公認会計士

- (注) 1. 取締役 大西倫雄、牧野宏司の両名は、社外取締役であります。なお、当社は両名を東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として東京証券取引所に届け出ております。
2. 監査役 須山正志、高橋昌子の両名は、社外監査役であります。なお、当社は両名を東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として東京証券取引所に届け出ております。

3. 常勤監査役 谷内博は、1974年から1996年までの期間、当社の経理業務を担当しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役 須山正志は、製造業における豊富なキャリアと高い見識を有しております。
5. 監査役 高橋昌子は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役全員との間で、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、10百万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負担するものとする旨の契約を締結しております。

③ 取締役及び監査役の報酬等の額

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	人 員	報酬等の総額
取 締 役 (うち社外取締役)	6名 (2名)	100百万円 (12百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	26百万円 (8百万円)

(注) 1. 株主総会の決議(2011年8月26日)による取締役の報酬限度額は年額280百万円、監査役の報酬限度額は年額60百万円であります。

2. 上記報酬等の額には、当事業年度における役員賞与引当金の繰入額を含んでおります。

ロ. 当事業年度に支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

④ 社外役員に関する事項

- ・取締役 大西倫雄は、当事業年度中に開催した取締役会16回中16回出席しております。会計の専門家である公認会計士の立場から議案等につき、経営上有用な指摘、意見を述べております。
- ・取締役 牧野宏司は、当事業年度中に開催した取締役会16回中16回出席しております。会計の専門家である公認会計士の立場から議案等につき、経営上有用な指摘、意見を述べております。
- ・監査役 須山正志は、当事業年度中に開催した取締役会16回中16回出席しております。また、当事業年度中に開催した監査役会16回中16回出席しております。製造業における豊富な経験・見識に基づく第三者的立場から議案等につき必要な発言を適宜行っております。
- ・監査役 高橋昌子は、当事業年度中に開催した取締役会16回中16回出席しております。また、当事業年度中に開催した監査役会16回中16回出席しております。会計の専門家である公認会計士の立場から議案等につき必要な発言を適宜行っております。

#### (4) 会計監査人の状況

##### ① 名称

EY新日本有限責任監査法人

##### ② 報酬等の額

	金 額
当 事 業 年 度 に 係 る 報 酬 等 の 額	59百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき 金銭その他の財産上の利益の合計額	59百万円

- (注) 1. 当社の重要な連結子会社については、Ernst & Young (OBARA (NANJING) MACHINERY & ELECTRIC CO., LTD.、OBARA (SHANGHAI) CO., LTD.、OBARA KOREA CORP.、SPEEDFAM INC.、SPEEDFAM MECHATRONICS (NANJING) LTD.)、CDH pc (OBARA CORP. USA) の監査を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

##### ③ 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

監査役会は、取締役、社内関係部門及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積もりの算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

##### ④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法第340条第1項各号記載のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役全員一致の決議に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には、監査役会の決議により、会計監査人の解任又は不再任を株主総会に提案いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、取締役会において次のとおり決議しております。

① 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人は、法令、定款、株主総会決議、取締役会決議及び業務分掌規程他の社内規程に従い、当社の業務を執行する。そのため法令違反、不正行為の未然防止のために企業理念に基づいた企業行動基準を定め、社会規範を遵守した行動をとるための指針とし、当企業グループ役職員への周知徹底を図る。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

情報（文書含む）管理規程の整備を図り、これに基づき取締役の職務執行に係る情報を記録し、保存する。取締役及び監査役は、常時、これらの情報等を閲覧できる体制を整備する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ及び輸出管理等に係るリスクについては、それぞれの担当部署・グループ子会社にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行う。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は取締役、社員が共有する全社的な目標を定め、取締役が定期的に進捗状況をレビューし、改善を促すことを内容とする全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。

⑤ 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は企業グループ全体で事業計画を達成していくことが重要な課題であり、海外法人を含むグループ各社の取締役及び使用人に対しては、本方針の理念に従い各社の統制環境の整備、啓蒙その他必要な指導を行う。各子会社の事業運営については、各社が業務執行の経営責任と権限を有するものの、統制に係る重要な意思決定には当社の関与を求めるほか、当社監査役が子会社監査役と連携して監査業務を実施し、子会社の業務の適正を確保する。

当社の内部監査室は、当社及びグループ各社の内部監査を実施し、その結果を社長に報告し、必要な事項については取締役会が内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行う。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項  
監査役が業務補助のためスタッフが必要なときは、その目的に適した職員を配置するものとし、人数、資格については常勤監査役と協議の上決定する。監査役はその職員に必要な事項を命令することができ、監査役より命令を受けた職員はその命令に関して、取締役、各部長の指揮命令を受けない。

⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

企業グループ全体の取締役又は使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、法令上疑義のある行為、その他監査役が求める事項についてすみやかに報告する体制を整備する。報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役との協議により決定する。報告者は当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けない。また、監査役は経営会議他経営上の重要情報を入手できると判断した会議体には随時出席できる体制を整備する。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は代表取締役との間の定期的な意見交換会を設定する。また、監査役は、必要に応じて会計監査人、弁護士その他の専門家と相談し、監査業務に関する助言を受ける機会及び前払いを含めて費用請求を保障される。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

取締役会において企業理念に基づいた企業行動基準を定め、携帯用の「企業行動基準カード」を作成し、当企業グループ役職員へ配布、継続して周知徹底を促しております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

情報（文書含む）管理規程の定めに従い、情報の保存及び管理を実施し、重要な情報はセキュリティ対策を厳重に施すなど適切な措置を講じています。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク・コンプライアンス委員会を四半期毎に開催し、リスク管理方針の策定、企業グループを含む各部門のリスク評価等について審議・議論を行っております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当事業年度は、定例を含め16回の取締役会を開催し、経営方針及び経営戦略に係る重要事項の決定並びに各取締役の業務執行状況の監督を行いました。

- ⑤ 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

企業グループ各社につきましては、当社の役員及び使用人が同社の取締役等の職務の執行が効率的に行われていることを監督しており、また、当社監査役が企業グループ各社の監査役と連携して監査業務を実施し、業務の適正を確保しています。

当事業年度は、当社内部監査室が7社のグループ会社に対して内部監査を実施し、その結果を社長に報告しました。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役スタッフにつきましては、現在まで監査役会からの要望がなく置いておりませんが、監査役からの要請に応じて内部監査室、経営企画室、経理部が監査役の業務を適宜補助しております。

- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

監査役は、必要に応じ取締役又は使用人からの報告を受けております。また、監査役会に対する内部監査室による内部監査の実施状況の報告につきましては、四半期毎に行っております。

内部通報制度規程により、報告をした者に対し会社が不利な取扱いをすることを禁止しております。

- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役と代表取締役との間の定期的な意見交換会は四半期毎に行っております。

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理しております。

(7) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

~~~~~  
本事業報告中に記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結貸借対照表

(2019年9月30日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部                |               | 負 債 の 部               |               |
|------------------------|---------------|-----------------------|---------------|
| 科 目                    | 金 額           | 科 目                   | 金 額           |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>55,794</b> | <b>流 動 負 債</b>        | <b>19,046</b> |
| 現金及び預金                 | 23,147        | 支払手形及び買掛金             | 4,603         |
| 受取手形及び売掛金              | 12,738        | 短期借入金                 | 436           |
| 電子記録債権                 | 4,149         | 1年内償還予定の転換社債型新株予約権付社債 | 7,007         |
| 有価証券                   | 1,301         | 1年内返済予定の長期借入金         | 68            |
| 商品及び製品                 | 5,775         | 未払法人税等                | 834           |
| 仕掛品                    | 4,646         | 前受金                   | 3,525         |
| 原材料及び貯蔵品               | 3,262         | 賞与引当金                 | 1,085         |
| その他                    | 1,065         | 役員賞与引当金               | 55            |
| 貸倒引当金                  | △290          | その他                   | 1,429         |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>17,286</b> | <b>固 定 負 債</b>        | <b>3,928</b>  |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>13,083</b> | 長期借入金                 | 279           |
| 建物及び構築物                | 7,389         | 繰延税金負債                | 2,908         |
| 機械装置及び運搬具              | 1,504         | 役員退職慰労引当金             | 147           |
| 土地                     | 3,411         | 退職給付に係る負債             | 403           |
| 建設仮勘定                  | 499           | 資産除去債務                | 83            |
| その他                    | 279           | その他                   | 105           |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>1,404</b>  | <b>負 債 合 計</b>        | <b>22,974</b> |
| のれん                    | 492           | <b>純 資 産 の 部</b>      |               |
| その他                    | 911           | 株主資本                  | 50,927        |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>2,798</b>  | 資本金                   | 1,925         |
| 投資有価証券                 | 1,677         | 利益剰余金                 | 58,175        |
| 長期貸付金                  | 30            | 自己株式                  | △9,173        |
| 繰延税金資産                 | 581           | その他の包括利益累計額           | △934          |
| その他                    | 565           | その他有価証券評価差額金          | 307           |
| 貸倒引当金                  | △55           | 為替換算調整勘定              | △1,241        |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>73,081</b> | 非支配株主持分               | 113           |
|                        |               | <b>純 資 産 合 計</b>      | <b>50,106</b> |
|                        |               | <b>負 債 純 資 産 合 計</b>  | <b>73,081</b> |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(2018年10月1日から  
2019年9月30日まで)

(単位：百万円)

| 科 目                                 | 金     | 額             |
|-------------------------------------|-------|---------------|
| 売 上 高                               |       | 51,727        |
| 売 上 原 価                             |       | 34,175        |
| <b>売 上 総 利 益</b>                    |       | <b>17,552</b> |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費                 |       | 7,932         |
| <b>営 業 利 益</b>                      |       | <b>9,619</b>  |
| 営 業 外 収 益                           |       |               |
| 受 取 利 息                             | 531   |               |
| 受 取 配 当 金                           | 29    |               |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益                   | 75    |               |
| 補 助 金 収 入                           | 22    |               |
| 受 取 地 代 家 賃                         | 40    |               |
| そ の 他                               | 65    | 764           |
| 営 業 外 費 用                           |       |               |
| 支 払 利 息                             | 21    |               |
| 為 替 差 損                             | 244   |               |
| そ の 他                               | 34    | 299           |
| <b>経 常 利 益</b>                      |       | <b>10,084</b> |
| <b>税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益</b>        |       | <b>10,084</b> |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税               | 2,599 |               |
| 法 人 税 等 調 整 額                       | △2    | 2,596         |
| <b>当 期 純 利 益</b>                    |       | <b>7,488</b>  |
| 非 支 配 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益        |       | 11            |
| <b>親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益</b> |       | <b>7,476</b>  |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。



## 連結株主資本等変動計算書

(2018年10月1日から  
2019年9月30日まで)

(単位：百万円)

|                                   | 株 主 資 本 |        |         |        |
|-----------------------------------|---------|--------|---------|--------|
|                                   | 資 本 金   | 利益剰余金  | 自 己 株 式 | 株主資本合計 |
| 2018年10月1日<br>残 高                 | 1,925   | 52,597 | △8,987  | 45,535 |
| 会計方針の変更による累積的影響額                  |         | 88     |         | 88     |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高                 | 1,925   | 52,685 | △8,987  | 45,624 |
| 連結会計年度中の<br>変 動 額                 |         |        |         |        |
| 剰余金の配当                            |         | △1,987 |         | △1,987 |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益               |         | 7,476  |         | 7,476  |
| 自己株式の取得                           |         |        | △185    | △185   |
| 株主資本以外の項目の<br>連結会計年度中の<br>変動額(純額) |         |        |         |        |
| 連結会計年度中の<br>変動額合計                 | -       | 5,489  | △185    | 5,303  |
| 2019年9月30日<br>残 高                 | 1,925   | 58,175 | △9,173  | 50,927 |

|                                   | その他の包括利益累計額      |          |                                 | 非支配株主持分 | 純資産合計  |
|-----------------------------------|------------------|----------|---------------------------------|---------|--------|
|                                   | その他有価証券<br>評価差額金 | 為替換算調整勘定 | そ の 他 の<br>包 括 利 益<br>累 計 額 合 計 |         |        |
| 2018年10月1日<br>残 高                 | 458              | 1,988    | 2,447                           | 105     | 48,087 |
| 会計方針の変更による累積的影響額                  |                  |          |                                 |         | 88     |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高                 | 458              | 1,988    | 2,447                           | 105     | 48,176 |
| 連結会計年度中の<br>変 動 額                 |                  |          |                                 |         |        |
| 剰余金の配当                            |                  |          |                                 |         | △1,987 |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益               |                  |          |                                 |         | 7,476  |
| 自己株式の取得                           |                  |          |                                 |         | △185   |
| 株主資本以外の項目の<br>連結会計年度中の<br>変動額(純額) | △151             | △3,229   | △3,381                          | 8       | △3,373 |
| 連結会計年度中の<br>変動額合計                 | △151             | △3,229   | △3,381                          | 8       | 1,929  |
| 2019年9月30日<br>残 高                 | 307              | △1,241   | △934                            | 113     | 50,106 |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 独立監査人の監査報告書

2019年11月18日

OBARA GROUP 株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 市川 亮悟 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 森田 高弘 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、OBARA GROUP株式会社の2018年10月1日から2019年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、OBARA GROUP株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 貸借対照表

(2019年9月30日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部         |               | 負 債 の 部               |               |
|-----------------|---------------|-----------------------|---------------|
| 科 目             | 金 額           | 科 目                   | 金 額           |
| <b>流動資産</b>     | <b>6,820</b>  | <b>流動負債</b>           | <b>10,321</b> |
| 現金及び預金          | 5,379         | 関係会社短期借入金             | 3,197         |
| 営業未収入金          | 58            | 1年内償還予定の転換社債型新株予約権付社債 | 7,007         |
| 前払費用            | 2             | 未払金                   | 60            |
| 関係会社短期貸付金       | 619           | 未払費用                  | 6             |
| 未収入金            | 615           | 未払法人税等                | 5             |
| 未収還付法人税等        | 143           | 前受金                   | 2             |
| その他             | 1             | 預り金                   | 4             |
| <b>固定資産</b>     | <b>16,773</b> | 賞与引当金                 | 19            |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>909</b>    | 役員賞与引当金               | 16            |
| 建物              | 235           | 役員退職慰労引当金             | 3             |
| 構築物             | 4             | <b>固定負債</b>           | <b>136</b>    |
| 工具、器具及び備品       | 16            | 繰延税金負債                | 94            |
| 土地              | 652           | 長期預り保証金               | 4             |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>5</b>      | 資産除去債務                | 37            |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>15,858</b> | <b>負債合計</b>           | <b>10,458</b> |
| 投資有価証券          | 1,489         | <b>純資産の部</b>          |               |
| 関係会社株式          | 13,304        | <b>株主資本</b>           | <b>12,875</b> |
| 関係会社出資金         | 1,034         | 資本金                   | 1,925         |
| 長期貸付金           | 3             | 資本剰余金                 | 2,373         |
| 関係会社長期貸付金       | 20            | 資本準備金                 | 2,370         |
| 会員権             | 34            | その他資本剰余金              | 2             |
| その他             | 4             | <b>利益剰余金</b>          | <b>17,749</b> |
| 貸倒引当金           | △32           | 利益準備金                 | 126           |
| <b>資産合計</b>     | <b>23,593</b> | その他利益剰余金              | 17,622        |
|                 |               | 別途積立金                 | 4,000         |
|                 |               | 繰越利益剰余金               | 13,622        |
|                 |               | <b>自己株式</b>           | <b>△9,173</b> |
|                 |               | 評価・換算差額等              | 260           |
|                 |               | その他有価証券評価差額金          | 260           |
|                 |               | <b>純資産合計</b>          | <b>13,135</b> |
|                 |               | <b>負債純資産合計</b>        | <b>23,593</b> |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書

(2018年10月1日から  
2019年9月30日まで)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金     | 額            |
|-----------------|-------|--------------|
| 営業収益            |       |              |
| 関係会社受取配当金       | 3,322 |              |
| 関係会社運営費用収入      | 192   |              |
| 関係会社ロイヤリティ収入    | 266   | 3,781        |
| 営業費用            |       |              |
| 一般管理費           | 549   | 549          |
| <b>営業利益</b>     |       | <b>3,232</b> |
| 営業外収益           |       |              |
| 受取利息            | 56    |              |
| 受取配当金           | 23    |              |
| 投資有価証券売却益       | 68    |              |
| 受取地代家賃          | 24    |              |
| その他の            | 2     | 174          |
| 営業外費用           |       |              |
| 支払利息            | 9     |              |
| 為替差損            | 235   |              |
| 賃貸収入原価          | 6     |              |
| その他の            | 2     | 254          |
| <b>経常利益</b>     |       | <b>3,152</b> |
| <b>税引前当期純利益</b> |       | <b>3,152</b> |
| 法人税、住民税及び事業税    | 131   |              |
| 法人税等調整額         | △2    | 129          |
| <b>当期純利益</b>    |       | <b>3,022</b> |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2018年10月1日から  
2019年9月30日まで)

(単位：百万円)

|                             | 株 主 資 本 |           |              |             |           |                       |
|-----------------------------|---------|-----------|--------------|-------------|-----------|-----------------------|
|                             | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |              |             | 利 益 剰 余 金 |                       |
|                             |         | 資本準備金     | その他<br>資本剰余金 | 資本剰余金<br>合計 | 利益準備金     | その他<br>利益剰余金<br>別途積立金 |
| 2018年10月1日<br>残             | 1,925   | 2,370     | 2            | 2,373       | 126       | 4,000                 |
| 事業年度中の<br>変 動 額             |         |           |              |             |           |                       |
| 剰余金の配当                      |         |           |              |             |           |                       |
| 当期純利益                       |         |           |              |             |           |                       |
| 自己株式の取得                     |         |           |              |             |           |                       |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額(純額) |         |           |              |             |           |                       |
| 事業年度中の<br>変 動 額 合 計         | -       | -         | -            | -           | -         | -                     |
| 2019年9月30日<br>残             | 1,925   | 2,370     | 2            | 2,373       | 126       | 4,000                 |

|                             | 株 主 資 本                     |             |        |            | 評価・換算<br>差額等         | 純資産合計  |
|-----------------------------|-----------------------------|-------------|--------|------------|----------------------|--------|
|                             | 利 益 剰 余 金                   |             | 自己株式   | 株主資本<br>合計 | その他<br>有価証券<br>評価差額金 |        |
|                             | その他<br>利益剰余金<br>繰越利益<br>剰余金 | 利益剰余金<br>合計 |        |            |                      |        |
| 2018年10月1日<br>残             | 12,587                      | 16,714      | △8,987 | 12,025     | 395                  | 12,420 |
| 事業年度中の<br>変 動 額             |                             |             |        |            |                      |        |
| 剰余金の配当                      | △1,987                      | △1,987      |        | △1,987     |                      | △1,987 |
| 当期純利益                       | 3,022                       | 3,022       |        | 3,022      |                      | 3,022  |
| 自己株式の取得                     |                             |             | △185   | △185       |                      | △185   |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額(純額) |                             |             |        |            | △134                 | △134   |
| 事業年度中の<br>変 動 額 合 計         | 1,035                       | 1,035       | △185   | 849        | △134                 | 714    |
| 2019年9月30日<br>残             | 13,622                      | 17,749      | △9,173 | 12,875     | 260                  | 13,135 |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 独立監査人の監査報告書

2019年11月18日

OBARA GROUP 株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 市川 亮悟 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 森田 高弘 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、OBARA GROUP株式会社の2018年10月1日から2019年9月30日までの第61期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年10月1日から2019年9月30日までの第61期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、その業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役等に説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

##### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年11月18日

OBARA GROUP株式会社 監査役会

|       |         |   |
|-------|---------|---|
| 常勤監査役 | 谷 内 博   | Ⓔ |
| 社外監査役 | 須 山 正 志 | Ⓔ |
| 社外監査役 | 高 橋 昌 子 | Ⓔ |

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、次のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類 金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金70円  
総額1,261,569,330円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2019年12月23日

### 第2号議案 取締役5名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（6名）が任期満了となりますので、あらかじめ取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                         | 略歴、重要な兼職の状況、<br>当社における地位及び担当                                                                                                                                                                                                                                                                  | 所有する当社の株式の数(株)       |
|-------|--------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|
| 1     | オ バラ ヤス シ<br>小 原 康 嗣<br>(1968年5月1日生) | 1994年1月 当社入社<br>2000年8月 スピードファム㈱取締役就任<br>2000年8月 SPEEDFAM INC. 董事就任（現任）<br>2001年8月 スピードファム㈱専務取締役就任<br>2001年8月 佐久精機㈱（現スピードファム長野㈱）取締役就任（現任）<br>2004年10月 スピードファム㈱<br>代表取締役副社長就任<br>2004年12月 当社取締役就任<br>2011年7月 当社代表取締役就任<br>2011年10月 当社取締役社長（代表取締役）就任（現任）<br>2017年10月 スピードファム㈱取締役社長（代表取締役）就任（現任） | 2,571,110<br>(2,760) |



| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)           | 略歴、重要な兼職の状況、<br>当社における地位及び担当                                                                                                                                                                                                                                                         | 所有する当社の<br>株式の数(株) |
|-------|------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 2     | 小林 憲史<br>(1962年9月11日生) | 1984年12月 スピードファム㈱入社<br>1997年5月 スピードファム㈱管理部長就任<br>2000年6月 スピードファムクリーンシステム㈱取<br>締役就任(現任)<br>2000年6月 佐久精機㈱(現スピードファム長野<br>㈱)取締役就任<br>2000年8月 スピードファム㈱<br>取締役就任(現任)<br>2011年8月 当社取締役就任(現任)<br>2011年12月 OBARA KOREA CORP.理事就任(現任)<br>2012年10月 スピードファム長野㈱代表取締役社長<br>就任(現任)                  | 3,187<br>(197)     |
| 3     | 山下 光久<br>(1953年6月7日生)  | 1985年9月 当社入社<br>1999年10月 当社第二営業部長就任<br>2005年10月 当社山梨工場長就任<br>2008年10月 当社管理部長就任<br>2012年11月 OBARA㈱取締役副社長(代表取締役)<br>就任<br>2013年10月 OBARA㈱取締役社長(代表取締役)就<br>任(現任)<br>2013年12月 当社取締役就任(現任)                                                                                                | 8,000<br>(160)     |
| 4     | 大西 倫雄<br>(1972年1月25日生) | 1999年4月 公認会計士登録<br>2004年2月 税理士登録<br>2006年9月 税理士法人みかさ<br>代表社員就任(現任)<br>2006年12月 当社監査役就任<br>2015年12月 当社取締役就任(現任)                                                                                                                                                                       | 1,900<br>(166)     |
| 5     | 牧野 宏司<br>(1966年10月7日生) | 1992年8月 公認会計士登録<br>2001年10月 税理士登録<br>2003年7月 ダンコンサルティング㈱取締役就任<br>2006年1月 牧野宏司公認会計士事務所設立<br>2009年2月 ㈱BE1総合会計事務所<br>代表取締役就任(現任)<br>2012年9月 ㈱デジタルガレージ<br>社外監査役就任<br>2013年6月 ㈱いなげや社外監査役就任(現任)<br>2015年12月 当社監査役就任<br>2016年9月 ㈱デジタルガレージ<br>社外取締役(監査等委員)就任(現<br>任)<br>2017年12月 当社取締役就任(現任) | 100<br>(一)         |

(注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 大西倫雄及び牧野宏司は、社外取締役候補者であります。

なお、当社は両名を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定

- し、同取引所に届け出ております。両名が社外取締役役に選任された場合、当社は引き続き両名を独立役員とする予定であります。
3. 大西倫雄は、公認会計士としての豊富な経験、見識等を有しており、社外取締役役として独立した立場から当社経営に対する積極的な提言を得られるとともに、経営の透明性の向上及び監督機能の強化に繋がるものと判断し、選任をお願いするものであります。
  4. 牧野宏司は、公認会計士としての豊富な経験、見識等を有しており、社外取締役役として独立した立場から当社経営に対する積極的な提言を得られるとともに、経営の透明性の向上及び監督機能の強化に繋がるものと判断し、選任をお願いするものであります。
  5. 当社は大西倫雄及び牧野宏司との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、両名が原案どおり選任された場合、当該責任限定契約は引き続き効力を有するものとしております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、10百万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。
  6. 大西倫雄は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。
  7. 牧野宏司は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。
  8. 上記「所有する当社の株式の数」の欄の( )内の数字は、2019年10月4日現在の役員持株会での持分であり、外数となっております。
  9. 小原康嗣の持株数は自身の管理分株数1,084,500株を加えて表示しております。

### 第3号議案 監査役3名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役全員（3名）が任期満了となりますので、あらかじめ監査役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)          | 略歴、重要な兼職の状況、<br>当社における地位                                                                   | 所有する当社の<br>株式の数(株) |
|-------|-----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 1     | 須山正志<br>(1952年1月17日生) | 1975年4月 花王石鹸(株) (現花王(株)) 入社<br>2008年5月 花王カスタマーマーケティング(株)<br>監査役就任<br>2014年12月 当社監査役就任 (現任) | 100<br>(352)       |

|        |                                                    |                                                                                                                    |              |
|--------|----------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 2      | <small>タカ ハシ マサ コ</small><br>高橋昌子<br>(1969年1月13日生) | 1999年4月 公認会計士登録<br>2002年2月 高橋昌子公認会計士事務所設立<br>2011年11月 税理士登録<br>2017年12月 当社監査役就任 (現任)<br>2019年8月 ㈱Paidy社外監査役就任 (現任) | —<br>(—)     |
| ※<br>3 | <small>タカ イ キヨシ</small><br>高井清<br>(1960年4月19日生)    | 1992年3月 当社入社<br>2004年10月 当社経理部長就任<br>2013年10月 当社管理部長就任                                                             | 400<br>(304) |

- (注) 1. ※は新任の監査役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 須山正志及び高橋昌子は、社外監査役候補者であります。  
なお、当社は両名を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。両名が社外監査役に選任された場合、当社は引き続き両名を独立役員とする予定であります。
4. 須山正志は、製造業における豊富な経験、見識等をもとに、社外監査役として公正な監査を実施していただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。なお、同名の当社社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年であります。
5. 高橋昌子は、公認会計士としての豊富な経験、見識等をもとに、社外監査役として公正な監査を実施していただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。なお、同名の当社社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。
6. 当社は須山正志及び高橋昌子との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、両名が原案どおり選任された場合、当該責任限定契約は引き続き効力を有するものとしております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、10百万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。
7. 当社は高井清が原案どおり選任された場合、同名との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は、10百万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。
8. 上記「所有する当社の株式の数」の欄の( )内の数字は、2019年10月4日現在の役員持株会及び2019年10月29日現在の従業員持株会での持分であり、外数となっております。

#### 第4号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって監査役を退任する谷内博に対し、監査役在任中の功労に報いるため、当社所定の基準による相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することといたしたいと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等の決定は、監査役の協議にご一任願いたいと存じます。当社は2003年12月31日をもって、従来継続してきた年功的な要素の強い役員退職慰労金の引き当て（積立）を停止いたしました。従いまして、谷内博に対する退職慰労金は2003年12月31日までに引き当てた額の範囲内となります。

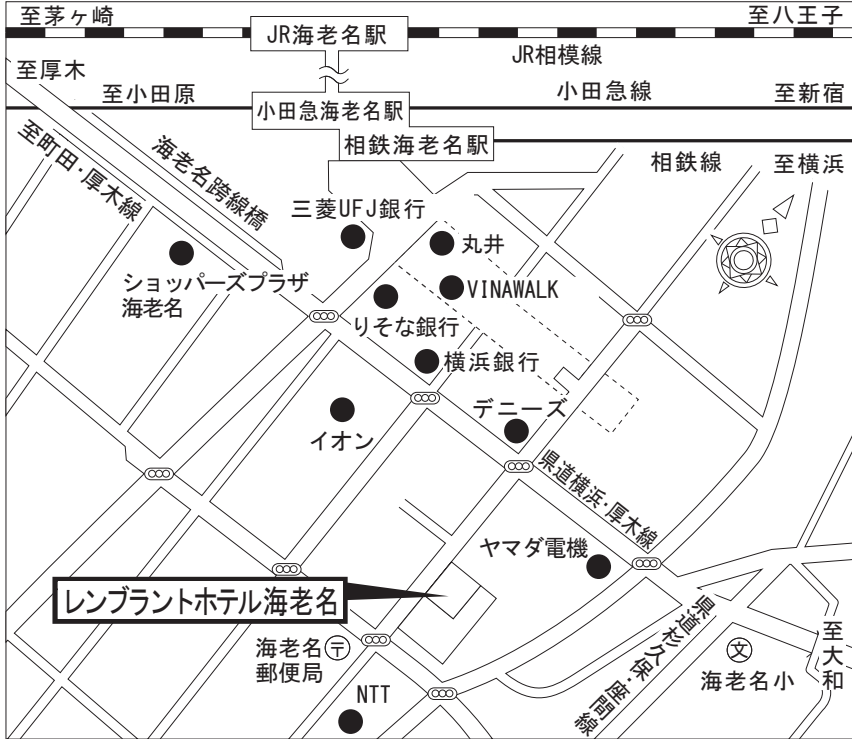
退任監査役の略歴は次のとおりであります。

| 氏 名         | 略 歴                                   |
|-------------|---------------------------------------|
| タニ<br>谷 内 博 | 1995年10月 当社経理部長就任<br>2000年12月 当社監査役就任 |

以 上

# 株主総会会場ご案内図

会場 レンブラントホテル海老名3階「ラ・ローズ」  
神奈川県海老名市中央2丁目9番50号  
電話番号 (046) 235-4411



【交通のご案内】小田急線、相鉄線の海老名駅より徒歩7分

JR 相模線の海老名駅より徒歩10分

当日は、会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮願います。

